

対償地の農地法の許可に関する契約書

金 _____ 円

埼玉県が施行する（路線・河川名等） _____ 地内 _____ 工事に必要となる対償地について、譲受人 _____ を甲とし、行政書士 _____ を乙とし、埼玉県を丙として、下記条項により農地法の許可に関する契約を締結する。

記

（契約の主旨）

- 第1条 甲は、甲が対償地として取得する別紙に掲げる土地（以下「代替地」という。）の所有権移転に係る農地法第3条第1項の許可（以下「3条許可」という。）の申請に関する手続等（以下「申請業務」という。）を乙へ依頼し、乙は、譲渡人及び甲（以下「申請人」という。）の代理人として申請業務を行うものとする。
- 2 頭書の金額は、丙の甲に対する代替地取得に係る損失補償金とする。
- 3 丙は、申請業務の報酬として、前項の金額を乙に支払うものとする。

（申請業務の内容）

- 第2条 乙は、申請人が代替地の3条許可を受けるための管轄農業委員会又は都道府県知事への申請から許可後の許可証の受領までの手続を代行し、及び許可後に許可証を丙の確認を得たうえで甲に提出するものとする。
- 2 前項の提出期限は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日とする。

（必要書類の提出）

- 第3条 甲は、乙が申請業務を行うために必要な関係書類を遅滞なく乙に提出するものとする。

（補償金の支払）

- 第4条 乙は、第2条第1項の規定により許可証を提出したときは、頭書の金額の支払を丙に請求することができる。
- 2 丙は、乙から前項の規定による請求があったときは、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に請求に係る金額を乙に支払うものとする。

（契約の解除）

- 第5条 丙は、乙が3条許可の申請を行うまでの間は、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(収入印紙の負担)

第 6 条 この契約書に貼り付ける収入印紙に要する費用は、丙の負担とする。

(契約外の事項)

第 7 条 この契約に疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙、丙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、契約書 3 通を作成し、甲、乙、丙署名 (法人については、記名によることができる。) 押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

_____年 ____月 ____日

住 所 _____

甲

氏 名 _____ (印)

住 所 _____

乙

氏 名 _____ (印)

住 所 _____

丙

氏 名 _____ (印)

代 替 地 の 表 示 等

市・町
村

大 字	字	地 番	地 目	地 積 (m ²)		売 買 価 額 (円)	摘 要
				公 簿 地 積	対 象 地 積		
計							

申 請 人	住 所	氏 名	摘 要
讓 渡 人			
讓 受 人			